

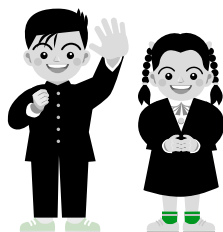
★賢く★ みんなの 年金学

ご存じでしたか？ 学生納付特例制度

国民年金の学生納付特例制度は、在学期間中の国民年金の保険料を猶予する制度です。大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校およびその他の教育施設（夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます）に在学する20歳以上の方で、学生本人の所得が一定額※以下である方が対象となります。

※平成17年度の所得基準

118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等



【学生納付特例制度のメリット】

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料の納付済期間等が25年以上必要ですが、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、年金の受給資格要件（25年）に算入されます。（注：年金額には反映されません）

また、満額の老齢年金を受け取るために、その後10年間のうちに保険料を納付することができます。ただし、2年以上経過後は保険料に一定の加算が掛かります。

また、仮に障害や死亡といった不慮の事態が生じたときに、その月の前々月以前の1年間に保険料の未納があると障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れない場合がありますが、この制度の承認を受けている期間は、未納の扱いとはなりませんので万一の時にも安心です。

申請は、毎年度必要です。ただいま、国民年金の窓口で受け付け中です。申請が承認されると4月から翌年3月までの保険料が猶予されます。

+++++ 保険料免除の所得基準が一部緩和されます +++++

扶養者控除がないために若者に多い単身世帯に厳しいものとなっていた保険料免除の所得基準が、単身世帯を中心に緩和されます。

単身世帯の方の保険料免除の目安（年収ベース）

	全額免除	半額免除
平成16年度	100万円	150万円
	↓	↓
平成17年度	122万円	227万円

問合せ先

●本 庁 市民課年金係 ☎32-1111 ●松橋市民センター 市民課国保年金係 ☎32-1111
 ●三角支所 市民課国保年金係 ☎53-1111 ●不知火支所 市民課国保年金係 ☎33-1111
 ●豊野支所 市民課国保年金係 ☎45-2111 ●松合出張所 市民課国保年金係 ☎42-2111
 ●小川支所 市民課国保年金係 ☎43-1111

国民健康保険の加入・脱退の手続きは・・・

わが国では、国民すべてがいずれかの医療保険に加入しなければならない「国民皆保険」となっています。退職などで会社の健康保険等を脱退したときなど、下記の場合は、必ず14日以内に届出をしてください。

【国保に加入するとき】

転入してきたとき	転入届を提出するときに国保の届けも併せて行います。既存の国保世帯に入るときは、その世帯の保険証もご持参ください。
子どもが生まれたとき	出生届を提出する時に国保の届けも併せて行います。保険証もご持参ください。
職場の健康保険を脱退したときや扶養家族でなくなったとき	健康保険の資格喪失証明書が必要です。既存の国保世帯に入るときは、その世帯の保険証もご持参ください。
生活保護を受けなくなったとき	生活保護の保護廃止決定通知書が必要です。既存の国保世帯に入るときは、その世帯の保険証もご持参ください。

【国保を脱退するとき】

転出するとき	転出届を提出する時に国保の届けも併せて行います。国保の保険証も必要です。
死亡したとき	死亡届を提出した後、国保の届けも併せて行います。国保の保険証も必要です。
職場の健康保険に加入したときや扶養家族となったとき	健康保険の加入証明書が保険証が必要です。国保の保険証も必要です。
生活保護を受けることになったとき	生活保護の保護開始決定通知書が必要です。国保の保険証も必要です。

【その他の場合】

住所・世帯主・続柄・氏名などが変わったとき	世帯変更届を提出する時に国保の届けも併せて行います。国保の保険証も必要です。
大学等に修学するため学生が他市町村に転出するとき	転出届を提出していただき、国保の保険証と在学証明書をご持参ください。学生用の保険証を発行します。
長期間の出稼ぎや旅行などで、別個の保険証が必要とき	遠隔地保険証の手続きを行います。国保の保険証が必要です。行き先の住所地も必要となります。
保険証をなくしたとき	保険証の再発行の手続きを行います。印鑑と写真付きで本人と確認できるもの（運転免許証など）が必要です。

【注 意】

国保に加入の届け出が遅れると、その間の医療費が全部自己負担になったり、保険税をさかのぼって納めなければならない場合があります。

国保を脱退をしなければならないのに、国保の被保険者証があるため、うっかりそれを使って受診してしまうことがあります。このようなときは、国保で負担した医療費を、後で返していただくことになります。

トラブルを避けるためにも、届け出は14日以内に行いましょう！

【問合せ先】

●本 庁 市民課国保係 ☎32-1111 ●松橋市民センター 国民年金係 ☎32-1111
 ●三角支所 国民年金係 ☎53-1111 ●不知火支所 国民年金係 ☎33-1111
 ●豊野支所 国民年金係 ☎45-2111 ●小川支所 国民年金係 ☎43-1111